

### 3. 「ロコモコーディネーター制度」からの提言

(長谷川利雄)

要支援に至る原因として運動器疾患の関与が大きいことは周知であり、健康寿命の延伸にはロコモティブシンドローム（以下「ロコモ」）対策が不可欠である。平成29年度末までに要支援者に対する介護予防サービスが国から市町村に完全移行する。SLOCのアンケート調査から、市町村のロコモ対策は必ずしも十分ではないことが明らかになっている。我々は市町村へのロコモ対策を支援することを目的に「ロコモコーディネーター制度」を創設した。

【概要】ロコモに関する運動器学の知識を整理して資格取得研修会のカリキュラムを策定した。ロコモコーディネーター（看護師、PT等の医療・介護系の有資格者）は上記カリキュラムに基づく資格取得研修会を受講し、研修会修了後の試験に合格した者とし、医療施設、介護施設、市町村等活動でのロコモ啓発、ロコモ普及員（市町村の民生委員、健康運動員、ヘルパー等）にロコモ予防体操（以下「ロコトレ」）を指導する。

【現況】資格取得研修会は第1回を平成26年6月29日に浜松市にて、第2回は12月7日に宮崎市にて開催した。平成26年末までに279名のロコモコーディネーターが誕生し、すでに何名かは講師となって在宅若しくはサロンなどでロコトレ指導に携わるロコモ普及員に対し養成講座などを開始している。平成27年1月からは本制度の介入効果の検証を予定している。

【今後の課題】本制度の財政的基盤の確立、全国への拡充の時期と方策、ロコモコーディネーターの名簿管理及び質の担保（資格継続要件の確立）などが今後の課題である。